

〔一二五〕 貞元十二年以後二十年迄の間に互市の記事を有せざるは、思ふに記録の不備に歸すべきならんか。

〔一二六〕 二一二頁參看。

〔一二七〕 舊唐書廻紇傳及び同書吐蕃傳皆白服突厥に作り、通鑑亦同じ、白服突厥に就きては今考無し。

〔一二八〕 舊唐書廻紇傳及び吐蕃傳共に浮圖川に作る、浮圖川は兩唐書突厥傳及び西域傳高昌國の條に見ゆる可汗浮圖城（註

〔一〇〕參看）に當る可く、Chavannes 氏も *Les Tou-kiue occidentaux*, p. 305 に於て既に此の考を述べたり。

〔一二九〕 頡于迦斯の誤ならざる可らず、註〔七一〕參看。

〔一三〇〕 同上。

〔一三一〕 唐書吐蕃傳。

〔一三二〕 唐書沙陀傳に「貞元中沙陀部七千帳附吐蕃、與共寇北庭陷之、吐蕃徙其部甘州」と見ゆ。

〔一三三〕 保義可汗の本名は何れの書にも之を載せず、茲には便宜に従ひ、唐より與へたる徽號を用ゐたり、（）内の徽號

は *Kara Balgassun* の回鶻碑文及び冊府元龜封冊篇に見ゆる所に従ひ、其の原音を對出したるものなり。

〔一三四〕 舊唐書本紀によれば此の年二月に死し、唐會要によれば三月に死したるなり、冊府元龜封冊篇には四月とすれど、

次の崇徳可汗を冊したるが四月なれば、思ふに此の月を以て直に可汗の死歿の月と記したるに過ぎざるべし。

〔一三五〕 冊府元龜和親篇にも、此の請求を以て元和八年とせり、圖書集成邊裔典は之を七年とすれども據る可らず。

〔一三六〕 新唐書黠戛斯傳に「使者道出天德、右二百里許、抵西受降城、北三百里許、至鵞鶉泉、西北至回鶻牙千五百里許」

と記し、唐書地理志に載する道里記には「中受降城北如東八十里、有呼延谷、……又五百里至鵞鶉泉、又十里入磧」と記せ

り、今何れの地に當るかは詳ならず。

〔一三七〕 日を記すには干支を以てするが常の體なれど、舊唐書には往々之に依らざる例もあれば、こゝに十二月二日と記せ

るを、必ずしも體例の上より疑ふ可きには非れども、冊府元龜和親篇には之を以て十二年のこととし、通鑑には十二年二月

のこととすれば、此の十二月二日が、十二年二月の誤なるべきは疑無し。